（復興整備事業に係る記載事項）

第三十四条　法第四十六条第二項第四号の内閣府令で定める事項は、名称、実施主体、実施区域、実施予定期間及び同号イ、ロ、ハ、又はヘに掲げる事業にあっては種類とする。

2　前項に定める事項のほか、被災関連市町村等は、法第四十六条第二項第四号の内閣府令で定める事項として実施期間及び事業費に関する事項その他の復興整備事業に関する事項を記載することができる。

（内閣府令で定める軽微な変更）

第三十五条　法第四十六条第七項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更

二　前条第二項並びに法第四十八条第一項、第四十九条第四項、第五十一条第一項、第五十二条第三項、第五十三条第三項、第五十四条第一項及び第八項、第五十五条第一項並びに第五十六条第一項の規定による復興整備事業に係る記載事項の追加又は変更であって、復興整備事業の趣旨の変更を伴わないもの

三　復興整備事業の実施期間に影響を与えない場合における復興整備計画の期間の六月以内の変更

四　前三号に掲げるもののほか、復興整備計画の趣旨の変更を伴わない変更

（復興整備協議会の公表）

第三十六条　法第四十七条第七項の規定による公表は、復興整備協議会（同条第一項に規定する復興整備協議会をいう。以下この項及び次条第二号において「協議会」という。）の名称及び構成員の氏名又は名称について行うものとする。

2　前項の規定による公表は、被災関連市町村等の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（会議における協議が困難な場合の理由）

第三十七条　法第四十八条第二項の内閣府令で定める理由は、次に掲げるものとする。

一　法第四十七条第一項の協議を行うための会議（以下この条において単に「会議」という。）を開催しないことについて、災害の発生により会議の開催が困難であることその他の合理的な理由があること。

二　法第四十七条第四項ただし書の規定により、会議に係る同項各号に定める者が協議会の構成員として加えられていないこと。

三　病気その他やむを得ない事情により、会議に前号の者が出席することができないこと。

（届出対象区域の公示）

第三十八条　法第六十四条第二項の規定による公示は、届出対象区域（同条第一項に規定する届出対象区域をいう。）及び当該区域に係る復興整備事業の内容を明示して、被災関連市町村の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該届出対象区域の明示については、次のいずれかによることとする。

一　市町村、大字、字、小字及び地番

二　平面図

（届出対象区域内における行為の届出）

第三十九条　法第六十四条第四項の規定による届出は、別記様式第九の一による届出書を提出して行うものとする。

2　前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、被災関連市町村の長が、これらの図書を得ることができない正当な理由があると認める場合においては、この限りでない。

一　土地の区画形質の変更にあっては、次に掲げる図面

イ　当該行為を行う土地の区域を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

ロ　設計図で縮尺千分の一以上のもの

二　建築物その他の工作物（以下この号において「建築物等」という。）の新築、改築、増築若しくは移転又は用途の変更にあっては、次に掲げる図面

イ　敷地内における建築物等の位置を表示する図面で縮尺五百分の一以上のもの

ロ　二面以上の建築物等の断面図で縮尺二百分の一以上のもの

3　前項第一号ロの設計図は、土地の区画形質の変更後における公共の用に供する施設の位置及び形状を、当該土地の形質の変更により新設し、又は変更される部分と既設のもので変更されない部分とに区別して表示したものでなければならない。

（届出の対象となる事項）

第四十条　法第六十四条第四項の内閣府令で定める事項は、行為の完了予定日とする。

（変更の届出）

第四十一条　法第六十四条第五項の内閣府令で定める事項は、行為の設計又は施行方法のうち、その変更により同条第四項の届出に係る行為が同項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

（変更届出手続）

第四十二条　法第六十四条第五項の規定による届出は、別記様式第九の二による変更届出書を提出して行うものとする。

2　第三十九条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

（収用委員会に対する裁決申請書の様式）

第四十三条　令第十一条の内閣府令で定める様式は、別記様式第十とする。

（復興のために必要な事業）

第四十四条　法第七十七条第二項第三号トの内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一　義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十一条に規定する義務教育諸学校等施設の整備に関する事業

二　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項に規定する埋蔵文化財の調査のために行う土地の発掘に関する事業

三　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院の耐震改修に関する事業

四　農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第五条第二項第二号に規定する定住等及び地域間交流の促進に関する事業

五　津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十五項に規定する一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業

六　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する市街地再開発事業

七　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園の新設又は改築に関する事業

八　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築に関する事業

九　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路の修繕に関する事業

十　住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二条第一項に規定する住宅地区改良事業

十一　浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽の整備に関する事業

十二　法第七十七条第二項第三号イからヘまでに掲げる事業又は前各号に掲げる事業を実施する者に対し補助する事業

十三　その他内閣総理大臣が定める事業